④　発券業務
⑤　巡視・利用指導業務
⑥　インフォメーション業務

共同体の構成員のうち一企業が、上記に掲げる複数の業務を兼ねて実施することを妨げない。

また、業務対象の範囲を明確にしたうえで、共同体の構成員の間で分担することも妨げない。

イ）共同体として参加する場合、代表企業を定め、当該代表企業が入札・契約手続を行うこととする。

ウ）共同体として参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、共同体を構成する者の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、新宿御苑管理事務所長はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

エ）共同体で参加する場合は、代表者及び他の構成員の役割及び責任の分担並びに代表企業の役割を他の構成員が代替・保障する旨を明記した協定書を作成し、申請書類と併せて提出すること。

3　入札書の提出場所等

⑴　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒160―0014 東京都新宿区内藤町11　新宿御苑管理事務所庶務科長　岩田　成実　電話03―3350―0151

⑵　入札説明書の交付方法及び交付期間等

①　上記３⑴の問い合わせ先で交付する。
②　交付方法は電磁ファイルにより交付するので「ＣＤ―Ｒ」又は「ＣＤ―ＲＷ」１枚を持参すること。
③　交付期間　平成22年２月19日から平成22年４月14日まで土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、９時00分から16時00分までとする。

⑶　入札説明会及び現場説明会の日時及び場所　平成22年３月11日13時30分より　新宿御苑管理事務所

⑷　企画書及び申請書類の受領期限並びに提出場所及び方法

①　受領期限：平成22年４月14日16時00分
②　提出場所：上記３⑴に同じ。
③　提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものとし、上記①の期限までに新宿御苑管理事務所で受領したものに限る。）による。

⑸　企画提案に対するヒアリング　提出された企画書について以下のとおりヒアリングを実施する。

①　実施予定日：平成22年４月19日から平成22年５月19日の間
②　実施時間：別途通知する。
③　実施場所：新宿御苑管理事務所会議室（住所は上記３⑴に同じ。）

⑹　入札書の受領期限　平成22年５月24日14時00分

⑺　開札の日時及び場所　平成22年５月24日入札終了後　新宿御苑管理事務所会議室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金　免除。

⑶　契約保証金　免除。

⑷　入札者に要求される事項　入札に参加を希望する者は、必要な証明書等を所定の受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。

なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

また、提出された企画書は、新宿御苑管理事務所において入札説明書に定める技術等の要求要件及び評価基準に基づき審査するものとし、審査の結果、合格した企画書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。企画書の合否については、開札日の前日までに連絡するものとする。

⑸　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

⑹　契約書作成の要否　要。

⑺　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑻　手続における交渉の有無　無。

⑼　その他　詳細は入札説明書及び実施要項による。

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第２９号
兵庫県尼崎市七松町３丁目３番10号
債務者　株式会社東洋建機販売
代表者代表取締役　岸本　雅充
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室永　佳宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午後３時
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４７２号
大阪市城東区鴫野西２丁目15番10号
債務者　株式会社スタジオアルフィー
代表者代表取締役　泉　　清郷
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　　基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月19日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４５号
神奈川県相模原市大島3022番地２、商業登記簿上の本店所在地横浜市青葉区鴨志田町807番地34
債務者　株式会社ホクシンジャパン
代表者代表取締役　杉澤　　誠
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井田　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月20日午後４時20分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６７６号
東京都新宿区新宿１丁目15番11号
債務者　有限会社美巧
代表者取締役　杉澤　　誠
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井田　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月20日午後４時20分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１３８号
横浜市戸塚区原宿４丁目57番20号
債務者　株式会社ハーバー
代表者代表取締役　佐藤　秀一
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松木　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月26日午前10時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１号
横浜市青葉区奈良町313番地４
債務者　有限会社横浜自動車販売
代表者代表取締役　恩藏　　博
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　　暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月10日午後３時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５１号
福島県郡山市大槻町字普門寺坦北15番地の４
債務者　おもだか建設株式会社
代表者代表取締役　堀江　寅雄
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　哲夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午後２時10分
福島地方裁判所郡山支部破産係